

# IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IAS 第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』—共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 おおつ たかあき  
大津 喬章

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）から2017年7月に公表されたアジェンダ決定案「IAS 第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』—共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得」（以下「本アジェンダ決定案」という。）に対して、IFRS 適用課題対応専門委員会から、2017年8月にコメント・レターを送付している。

本アジェンダ決定案は、共通支配下にある2つの企業において、一方の企業が、他方の企業が有している関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得する取引（以下「当該取引」という。）の会計処理について、当該関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得した企業がIFRS 第3号「企業結合」（以下「IFRS 第3号」という。）で規定されている、共通支配下の企業結合に係る範囲除外の規定を適用できるか否かに関する論点を扱っている。

本アジェンダ決定案では、IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第28号」という。）第2項は、投資先に対して共同支配又は重要な影響力を有するすべての企業はIAS 第28号を適用すると規定しており、共通支配下の企業との取引を範囲除外しておらず、当該取引はIAS 第28号が適用されるとされている。また、IAS 第28号第26項は、持分法の手続として、子会社の取得の会計処理に用いられる手続の基礎となっている考え方を採用しているのみであり、IAS 第28号の範囲について参照しているわけではないと考えられる。さらに、IFRS 第3号第2項(c)の範囲除外の規定は、企業結合に係る規定であり、当該取引は企業結合には該当しないため、範囲除外の規定を適用できない。以上から、IFRS-ICは、IFRS 基準における要求事項が、当該取引の会計処理を決定するための適切な基礎を提供しているため、本論点を基準設定アジェンダに追加しないことを提案した。

当委員会において、次のような両論が聞かれ、統一見解には至らなかったため、両論併記する形でコメントを行った。

- (1) 国際会計基準審議会（IASB）が現在進行中の「共通支配下における企業結合プロジェクト」において、共通支配下の企業結合の会計処理に関して結論を出すまでは、本論点について、IAS 第28号のみに基づき処理することを明確にすべきでないという意見が聞かれた。本論点で問題となっている取引は、共通支配下の取引であり、その会計処理と、共通支配下の企業結合取引の会計処理とは首尾一貫させるべきであり、そのためにはまず、共通支配下の取引の企業結合の会計処理に関して概念的な整理が必要であるというのがその主な理由である。
- (2) 本論点で問題となっている取引はIAS 第28号の適用範囲内に含まれるものであり、その旨明確化するアジェンダ決定を公表することに異論はない。